

岐阜県県土整備部及び都市建築部発注のICTを活用したモデル工事実施要領の主な改定概要

【改定の内容】

要領	対象工種	発注方式	条件・目標	経費補正	成績評価加点
実施要領	土工、土工（小規模施工） 法面工、路盤工 舗装修繕工 地盤改良工 河川浚渫工 構造物工（橋台・橋脚）	発注者指定型	ICT対象工種に該当する工事で各土木事務所4件以上	当初) 活用区分1（全プロセス）を補正 変更) 部分活用は減額補正	ICT活用したら加点 「創意工夫」・・・2点
		施工者希望型	発注者指定型以外の工事で、概ね1,000m ³ 以上の土工、2,000m ² 以上の舗装工（路盤工）を含む工事	当初) 補正なし 変更) 活用区分（プロセス）ごとに補正	
		その他工事（申入れ）	上記以外の工事で、対象工種に該当し、受注者にICT活用の意向がある場合	当初) 補正なし 変更) 活用区分（プロセス）ごとに補正	



要領	対象工種	発注方式	条件・目標	経費補正	成績評価加点
実施要領	基礎工、擁壁工を追加	発注者指定型	1,000m³以上の土工を含む工事	変更なし	変更なし
		施工者希望型	500m³以上1,000m³未満の土工 、2,000m ² 以上の舗装工（路盤工）を含む工事	変更なし	
		その他工事（申入れ）	変更なし	変更なし	

※太字：変更箇所

【考え方】

- 対象工種の追加
- 県DX推進計画の成果指標「ICTを活用した土工工事の割合（1,000m³以上）を2026年（R8）までに88%とする」を達成するため、発注件数を拡大する。
 - 発注者指定型を「1,000m³以上の土工」に拡大し、施工者希望型を「500m³以上1,000m³未満の土工」に拡大する。
 - 発注者指定型で、受注者の責によらず、活用区分1（全てのプロセス）を実施できない場合は、協議により活用区分を変更し、実施できないプロセスの経費を減額する。
 (例) 「衛星や通信電波の不感地帯でICT建機が使用できない場合」「施工履歴による出来形管理により3次元出来形管理が不要な場合」等
 - 発注者指定型で、受注者の責により活用区分1～7のいずれも実施できない場合は、契約違反となり指名停止などのペナルティーを課す。
- 土工量1,000m³以上とは、連続する一連の工事箇所を単位とし、工事箇所が点在する場合は、「点在箇所ごとの土量」で評価する。
 - (例1) 2,600m³（1工区：2,000m³、2工区：600m³）の場合
 1工区のみ経費補正の対象として「発注者指定型」とする ⇒ 受注者から申入れがあれば2工区も変更計上可能
 - (例2) 1,100m³（1工区：800m³、2工区：300m³）の場合
 1工区が500m³以上につき「施工者希望型」とする ⇒ 受注者から申入れがあれば1工区、2工区も変更計上可能